

地方独立行政法人大阪市民病院機構
令和元事業年度の業務実績に関する評価結果
(案)

令和2年8月
大 阪 市

目 次

1 地方独立行政法人大阪市民病院機構の年度評価の考え方	1 ページ
2 全体評価	2 ページ
(1) 評価結果と判断理由 〈全体評価にあたって考慮した事項〉 ① 地方独立行政法人大阪市民病院機構の基本的な目標 ② 令和元年度における重点的な取り組み (2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3 大項目評価	
3-1 「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価	4 ページ
(1) 評価結果と判断理由 〈小項目評価の集計結果〉 〈小項目評価にあたって考慮した事項〉 ① 小項目評価がⅣの項目 (2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3-2 「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」に関する大項目評価	8 ページ
(1) 評価結果と判断理由 〈小項目評価の集計結果〉 〈小項目評価にあたって考慮した事項〉 ① 小項目評価がⅣの項目 (2) 評価にあたっての意見、指摘等	

1 地方独立行政法人大阪市民病院機構の年度評価の考え方

- 地方独立行政法人大阪市民病院機構（平成 26 年 10 月 1 日設立）について、「大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会の運営及び市長の評価等に関する基本方針」に基づき、次のとおり令和元事業年度の業務の実績に関する評価を行った。

〈評価の基本方針〉

年度計画及び中期計画の実施状況を確認し、分析したうえで、法人の業務運営等について総合的に判断し、法人が中期目標を達成するために、法人の組織・業務運営等に関して改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資することを目的に評価を行う。

〈評価の方法〉

年度評価は「項目別評価」と「全体評価」により行う。

「項目別評価」では、法人が、病院ごとの実績がわかるように自己点検・自己評価を行い、報告内容及び自己評価とその判断理由の妥当性について評価委員会において専門的見地からの意見を聴取したうえで評価を行う。

「全体評価」では、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について総合的な評価を行う。

〈項目別評価の具体的方法〉

項目別評価は、(1)法人による自己評価、(2)小項目評価、(3)大項目評価、の手順で行う。

(1)法人による自己評価

○法人は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況について、I～V の 5 段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。

○業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）を記載する。

(2)小項目評価

○法人の目標設定及び自己評価の妥当性等について評価委員会から意見を聴取し、総合的に検証のうえ、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、I～V の 5 段階による評価を行う。

(3)大項目評価

○小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとの進捗状況について、S・A～D の 5 段階による評価を行う。

〈全体評価の具体的方法〉

項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。

2 全体評価

(1) 評価結果と判断理由

- 令和元事業年度の業務実績に関する評価については、4ページ以降に示すように、大項目「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」の評価についてはA評価（「計画どおり」）、大項目「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」の評価についても、A評価（「計画どおり」）が妥当であると判断した。
- 大項目評価等の結果に加え、大阪市民病院機構の基本的な目標、令和元年度の重点的な取り組みなどを総合的に考慮し、令和元事業年度の業務実績については、「全体として、年度計画及び中期計画のとおり進捗している」とした。

〈大項目の評価結果〉

市民に提供するサービスその他の業務の質の向上 (4ページ)	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事項あり
業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善 (8ページ)	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事項あり



〈全体評価の評価結果〉

「全体として、年度計画及び中期計画のとおり進捗している」

〈全体評価にあたって考慮した事項〉

① 地方独立行政法人大阪市民病院機構の基本的な目標

法人の基本的な目標について、次のとおり確認した。

『地方独立行政法人制度の特長である自律性・機動性・透明性を最大限発揮し、これまでの単年度ごとの短期的視点の弊害から脱却し、長期的視点に立ったうえで、意思決定の迅速化を進めて、効率的な病院経営に努め、経営基盤の安定化を図る。

医療を取り巻く環境が急激に厳しさを増す中で、医療制度改革などの変化に的確に対応して、引き続き地域の医療機関と役割を分担し連携を図りながら、採算性などの面から民間医療機関では対応が困難な政策医療の提供など公的医療機関としての役割を果たし、患者及び市民の信頼に応えていく。』

② 令和元年度における重点的な取り組み

地方独立行政法人として設立6年目となる令和元年度は、中期目標の達成に向け、各病院等において医療機能のより一層の充実や患者サービスの向上、地域医療機関との連携及び役割分担の推進、優秀な人材の確保・育成など医療提供体制の強化に努めるとともに、

法人全体としても業務運営の改善及び効率化に向け、機構全体の経営マネジメントの強化を図りながら、収入の確保・費用の削減・業務運営の効率化など、経営基盤の強化に向け引き続き取り組んだ。

総合医療センターにおいては、「高度急性期病院」によりふさわしい医療を提供するため、計画的に施設整備・改修を進めてきた。令和元年度は、新生児集中治療室（NICU）について、1床当たりの面積を拡張するなど、療養環境、医療安全及び医療機能の向上を図った。

十三市民病院においては、新たに「消化器外科」「病理診断科」を設置し、急性期病院としての診療機能の充実に努めるとともに、内科系二次救急医療機関として、救急隊や地域の医療機関からの緊急診療要請に365日24時間体制で対応した。

経営の安定化と診療機能の向上の両立を図るため、引き続き、各病院において、運営会議や診療部長会など様々な場で、経営指標を見える化して提示するなどして、職員が経営を意識する組織風土の醸成に努めた。

（2）評価に当たっての意見、指摘等

取り組みを評価したものとして

- ・総合医療センターにおいて、新生児集中治療室（NICU）について、1床当たりの面積を拡張するなど、療養環境、医療安全及び医療機能の向上を図った。
- ・平成31年4月には、国が指定するがん診療連携拠点病院の中で、特に診療実績が優れている医療機関として、「地域がん診療連携拠点病院（高度型）」の指定を受けた。
- ・十三市民病院において、新たに「消化器外科」「病理診断科」を設置し、急性期病院としての診療機能の充実に努めるとともに、内科系二次救急医療機関として、救急隊や地域の医療機関からの緊急診療要請に365日24時間体制で対応した。
- ・住之江診療所において、閉院した住吉市民病院の敷地内に新たに暫定診療所を設置し、小児・周産期における一次医療に対応し、引き続き地域医療の確保に努めた。
- ・役割と業績を反映した独自の人事給与制度を、看護職・医療技術職・事務職・医師職に段階的に導入し運用を行った。

大項目1に掲げた「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関しては、小項目番号1～20のとおり計画とおり進捗していると評価できる。

また、大項目2に掲げた「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」に関しても、小項目番号21～26のとおり計画とおり進捗していると評価できる。

以上を踏まえると、令和元事業年度における大阪市民病院機構の取り組みは、全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗していると評価できる。

3-1 「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 特段の考慮すべき事項はないため、大項目評価としては、A 評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計 画どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事項 あり
------	--------------------	------------	--------------------	--------------	--------------------

〈小項目評価の集計結果〉

20項目のすべてが小項目評価のⅢまたはⅣに該当していることから、小項目評価の集計では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。

	評価の対象 項目数	V 計画を大幅 に上回って 実施してい る	IV 計画を上回 って実施し ている	III 計画を順調に 実施してい る	II 計画を十分 に実施でき ていない	I 計画を大幅 に下回って いる
求められる医療の提 供	10	0	3	7	0	0
信頼される温かな医 療の実践	6	0	2	4	0	0
地域医療連携の強化 及び地域への貢献	3	0	2	1	0	0
優れた医療人の育 成・確保	1	0	0	1	0	0
合計	20	0	7	13	0	0
			20			

〈小項目評価にあたって考慮した事項〉

小項目評価にあたっては、法人は予め市と調整した評価基準に基づいて自己評価を行っており、業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると評価した。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

救急隊や地域医療機関からの重症患者の積極的な受け入れに努め、三次救急取扱件数は、目標、前年度を上回ったこと、がん医療については、総合医療センターが新たに「地域がん診療連携拠点病院（高度型）」の指定を受けるとともに、全国 15 病院のひとつである「小児がん拠点病院」の更新指定を受け、目標指標であるがん登録件数、放射線治療件数、外来化学療法件数は目標を大きく上回ったこと、臨床研究（新規）実施件数が目標を上回り、企業治験実施件数や医師主導治験実施件数も目標及び前年度を上回り、厚生労働省や文部科学省の科学研究費助成制度等による共同研究にも積極的に取り組んでいること、医療安全対策等の徹底として、インシデントレポートの報告件数については、目標・前年度を上回り、特に十三市民病院では大きく目標を上回るなど、計画以上の成果を上げている項目があったほか、他の項目においても中期計画を着実に進捗している。

小項目評価がIV（計画を上回って実施）の項目は次のとおりであった。

（（ ）は小項目評価の番号）

（1）救急医療（総合医療センター）【IV】

担当診療科の体制の減少はあったものの、他診療科からの応援により対応し、三次救急患者など、救急隊や地域医療機関からの重症患者の積極的な受け入れに努めた。

院内及び十三市民病院患者の急変時、休日・夜間急病診療所からの後送患者や二次救急病院受け入れ困難症例にも積極的に対応した。

また、小児重篤症例の受け入れ基幹病院として、救急隊からだけでなく地域の小児科病院からの搬送も受け入れ、重症小児に対する集中治療を提供した。また、急性脳症に対する低体温療法や ICP モニター等による脳指向型治療などを積極的に取り入れた。

目標指標である三次救急取扱件数は目標・昨年実績ともに上回った。なお、救急車搬送件数については、1月～3月に新型コロナウィルス感染症の影響を受け昨年実績をやや下回ったが、目標は上回ったことから、IV評価とする法人の自己評価を妥当と判断した。

（4）がん医療（総合医療センター）【IV】

国が指定するがん診療連携拠点病院等の中で、特に診療実績が優れている医療機関として、新たに「地域がん診療連携拠点病院（高度型）」の指定を受けるとともに、全国 15 病院のひとつである、「小児がん拠点病院」の更新指定を受けた。

また、厚生労働省から全国 34 医療機関のひとつとして、「がんゲノム医療拠点病院」に指定され、保険適用でのがんゲノム医療を開始するとともに、がんゲノム医療に関わる各部門の連携を図るため、がんゲノム医療センターを設置した。

さらに、がん相談支援センターでの相談対応を行うほか、がん相談員研修修了者が院内各部署に在籍しており各現場での個別相談にも応じている。

目標指標であるがん入院患者数が目標にやや届かなかったものの、他の数値目標は目標を大きく上回っており、様々ながん患者に対して適切な医療を提供し、年度計画どおり役割に応じた医療の提供を着実に実施したことから、IV評価とする法人の自己評価を妥当と判断した。

(10) 研究機能の強化【IV】

厚生労働省、文部科学省の科学研究費助成制度などを利用し、革新的がん医療実用化や難治性疾患等実用化に向けての多施設共同研究を実施した。

遺伝子診療部に経験豊富な臨床遺伝専門医と最新の遺伝子解析機器を保有する充実した検査部門を備え、院内臨床各科の遺伝子診療のニーズに応えており、病院全体の診療レベルの向上に寄与しているほか、院外からの遺伝子疾患の診療・カウンセリング依頼にも対応している。

臨床研究センターにおいて、臨床試験（介入試験）や治験研究を通じて、病態解明や診断と治療に直結する研究に取り組んでいる。

血漿遊離DNAからALK融合遺伝子が検出された進行又は再発非小細胞肺がん、ROS1融合遺伝子変異陽性進行固形がん、在宅心不全患者に対する遠隔モニタリング環境などに対して医師主導治験を実施した。

「臨床研究倫理委員会」を中心に、臨床研究法（平成29年法律第16号）及びGCP省令（医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号））に定められた実施基準を遵守しながら、質の高い研究活動の推進を図った。

目標指標である臨床研究（新規）実施件数が目標を上回り、企業治験実施件数や医師主導治験実施件数も目標及び前年度を上回り、厚生労働省や文部科学省の科学研究費助成制度等による共同研究にも積極的に取り組んでいることから、IV評価とする法人の自己評価を妥当と判断した。

(11) 医療安全対策等の徹底【IV】

目標指標であるインシデントレポート報告件数については、総合医療センター・十三市民病院とも目標・前年度を上回った。

総合医療センターにおいては、インシデント報告を分析しカンファレンスや研修に活用することで医療事故発生予防や再発防止に繋げており、十三市民病院においては、リスクマネジメント部会で、インシデント報告システムを活用し、情報の収集と共有化を図りながら原因分析を行い、医療事故の発生防止に取り組んだ。

上記取り組みについて、IV評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

(13) チーム医療の実践及び専門性の発揮【IV】

目標指標とした項目について、積極的に取り組んだ結果、多くの項目で目標・前年度を上回った。

また、各病院において、QOL向上のための取り組みや、倫理的問題の課題解決に向けた対応、チーム医療の一層の推進など、患者中心の医療を徹底し、計画の項目を着実に実施したことから、IV評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

(17) 地域医療機関との連携【IV】

地域の医療機関を医師等が積極的に訪問し、病院の医療機能や専門分野、各科の特徴などをアピールするとともに、情報交換や意見聴取を行い、地域医療機関との連携強化に努めた。

目標指標である紹介率・逆紹介率は、総合医療センター、十三市民病院とも目標を上回ったことから、IV評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

(18) 全世代を対象とする地域包括ケアシステム【IV】

地域包括ケアシステムの中で求められる役割を果たすため、地域医療機関の医療機能や転院・在宅調整に関わる課題を明確にし、前方・後方支援の連携強化に努めた。

目標指標であるPFM取扱件数は、総合医療センター、十三市民病院とも目標を大幅に上回ったことから、IV評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

3-2 「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 特段の考慮すべき事項はないため、大項目評価としては、A評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	--------------	--------------------

〈小項目評価の集計結果〉

6項目のすべてが小項目評価のⅢまたはⅣに該当していることから、小項目評価の集計では、A評価（「計画どおり」進捗している）となる。

	評価の対象 項目数	V 計画を大幅 に上回って 実施してい る	IV 計画を上回 って実施し ている	III 計画を順調 に実施して いる	II 計画を十分 に実施でき ていない	I 計画を大幅 に下回って いる
自律性・機動性の高い 組織体制の確立	1	0	0	1	0	0
経営基盤の安定化	5	0	4	1	0	0
合計	6	0	4	2	0	0
			6			

〈小項目評価にあたって考慮した事項〉

小項目評価にあたっては、法人は予め市と調整した評価基準に基づいて自己評価を行っており、業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると評価した。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

総合医療センターでは、新入院患者数及び外来診療単価、入院診療単価が前年度・目標を上回ったこと、機構全体として給与費比率が低減したこと、医業収支比率及び経常収支比率についても総合医療センターでは目標を上回り、機構全体として自己資本比率は目標を大きく上回るなど、計画以上の成果を上げているほか、他の項目においても中期計画を着実に進捗している。

小項目評価がⅣ（計画を上回って実施）の項目は次のとおりであった。

()は小項目評価の番号)

(22) 収入の確保【Ⅳ】

各病院において、増収のための体制の充実及び適正化に向け取り組みを行い、目標指標において、十三市民病院では、目標を下回った項目が多かったが、総合医療センターにおいては全ての目標指標を上回った。また、診療単価の向上に向け、入退院支援体制の充実や請求漏れ・査定の防止対策などに積極的に取り組んだ結果、診療単価の多くが前年度を上回ったことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

(23) 給与費比率の改善【Ⅳ】

費用対効果を踏まえた職員配置に取り組むなど、給与費の適正化に努め、機構全体として給与費比率が低減したことからⅣ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

(25) 経費比率の改善【Ⅳ】

業務委託契約に際して、入札（比較見積）により交渉の候補者を決めた後に価格交渉を行う競争的契約候補者決定法を実施し、経費の節減を図った。

目標指標である経費比率については、十三市民病院において目標・前年度に達しなかったものの、総合医療センター及び全体としては目標を達成したため、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

(26) 医業収支比率等の改善【Ⅳ】

財務会計システムを活用しながら病院別の月次決算を作成し、計画や前年度実績との比較、目標の進捗確認、経営状況の分析などを行った。また、各部門で診療データの実績報告を作成し、役員懇談会等で計画の進捗状況を報告することで現状・課題を把握し、改善に向けて取り組んだ。

目標指標である自己資本比率は、目標を上回り、経常収支比率及び医業収支比率は、十三市民病院は目標・前年度に達しなかったものの、総合医療センターは目標・前年度を大きく上回ったことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。